

知識社会と知的財産

生越 由美

近年、職務発明訴訟、アイコン特許訴訟など、「知的財産」に関する話題が増えている。これは知識社会が到来し、特許やブランドなどの知的財産の価値がはっきりと認識されたためである。貿易ルールも変わり、多くの国が知的財産を守らなければならなくなった。IT技術やインターネットの普及に伴い、売買の対象がモノ（音楽CDなど）から知的財産（音楽情報など）に変化している。このような環境の下で国際競争力を高めるため、企業は知財戦略を大きく変更し、各國政府は知財改革にまい進している。本稿では、知識社会と知的財産の関係、知的財産の定義と性質、知財ビジネスや知財改革の動きを報告する。

キーワード：知識社会、知的財産、国際競争力、情報、知財戦略

1. はじめに

青色LED（発光ダイオード）に関する職務発明訴訟は記憶に新しい。05年1月、中村修二教授の青色LEDの発明の対価は総額6億円、遅延損害金は2億4千万円で決着したと東京高裁の和解内容が公表された。この判決の1年前、東京地裁により発明の対価は約600億円（判決は請求額の200億円）と認定され、大きな話題となった。わずか1年で発明の価値が100分の1となる日本の司法判断に世間は驚いた。高裁判決後の日本経済新聞のアンケートによると、200億円は高すぎるが6億円は安すぎるというのが多くの技術者の感想であった。

05年2月、松下電器産業が有するアイコン特許を侵害したとして、東京地裁はジャストシステムの主力商品である「一太郎」と「花子」の製造・販売差し止め・廃棄を命じた。判決の数日後に新製品の発売を控えていたジャストシステムの株価はストップ安となつた。05年9月、知財高裁はアイコン特許を無効にすべきものと判断して一审判決を取消した。このように世間を騒がす知的財産とは何か。

2. 知的財産とは

「特許は文化をつくる」とは、ソニーの創業者の井深大氏が文化勲章の授章式で述べられた言葉である。知的財産というと経済的な価値ばかりが注目されるが、制度の根底には創作者への感謝と文化への敬意が流れ

ている。

「知的財産（知財）」とは、人間の知的活動から生み出された独創的な成果の総称である。研究やモノ作りの現場から生まれる「発明」にはじまり、アニメや音楽、映画といった「著作物」、そして企業の持つ「経営・製造ノウハウ」など、いわば「知的な汗の結晶」である。特許法、著作権法、不正競争防止法などの法律で守られている（図1）。

音楽（著作物）を例にすると、CDやテープという「記録媒体（物）」ではなく、CDやテープの記録部に載っている「音楽（情報）」が知的財産である。何も録音されていないCDは数十円で販売されていることから、私たちは音楽情報に価値を認めていることは明らかである。このように知的財産の本質は「情報」であるため、物の所有権（物権）と大きく異なる性質がある。

本稿では「知的財産（情報）」と「知的財産権（権

知的財産の種類



図1 知的財産の種類

おごせ ゆみ
東京理科大学 知財専門職大学院
〒102-0072 千代田区飯田橋 4-25-1-12

利)」の使い分けを正確にすると煩雑となるため、両者を共に「知的財産(知財)」と標記することを御了解いただきたい。

3. 知的財産の性質

(1) 権利期間がある。

特許は出願日から原則20年以内、著作権は著作者の死後50年以内である。「物の所有権(物権)」に制限がないことと比べると、「知的財産権」における時間的重要性が想像していただけると思う。限られた時間内に、開発資金を回収しなければ儲からない。

(2) コピー費用が安い。

新しいものを創造することは大変難しいが、創造されたものを模倣することは簡単である。特にデジタル著作物の場合、模倣しても情報が劣化しないため、本物とコピー品に差がないという問題がある。

(3) 同時使用が可能である。

ビートルズの音楽を例にすると、世界中の数億人が同時にビートルズを自由に聴けるように、同時使用が可能な権利が知的財産権である。

(4) 公正利用の制度がある。

裁判制度という、公共の利益のために特に必要とされる場合などに、特許権者の意思にかかわらず特許権の使用許諾をさせる制度である。エイズ治療薬や鳥インフルエンザ治療薬で話題となった。憲法第29条第3項[1]に規定されているように、私有財産と公共利用の調整が必要な場合に発動されるものである。裁判制度の濫用は、費用を負担して研究開発をする者を排除することとなり、長期的にみると産業の発展が阻害されるので、適切な運用が必要である。知財制度は人間が発明した人為的なものであるから、適切な運用には社会的な意義を常に考えることが必要である。

4. 特許は必ず独占を引き起こすか

特許法で最初に学ぶ言葉の一つは、「特許権は排他的独占権である」という言葉である。この「排他的独占権」という法律用語が、大きな勘違いを引き起こしている。特許は必ず独占しなければならない権利ではなく、多くの者に同時ライセンス提供もできる権利である。「特許は独占することとは限らない」と理解することが重要である。

特許は必ず独占を引き起こすと思い込まされている原因是明治時代にある。特許制度が誕生したときに、「情報(無体物)」に関する所有権の法体系がなかった

ことから、有体物に関する所有権法「民法」の「物権」の概念を拝借した。この結果、世界に一つしか存在しない「物」に対する権利と、無数に同時に使用できる「情報」に対する権利を「排他的独占権」という同一の法律用語でまとめてしまった。このため「同時使用可能」という「特許の性質」が正しく理解されず、今日に至っている。

知的財産権(商標を除く)は、所有できる期間が制限されている。所有期間内に開発費を回収するにはライセンス方法を工夫することが必要である。排他的な独占が最大のメリットを生むとは限らない。

5. 知財制度の役割

最も重要な役割は、研究成果を社会へ還元することである。成功事例として、スタンフォード大学のコーベン博士とカリフォルニア大学サンフランシスコ校のボイヤー博士による遺伝子組み替え技術の特許が有名である。

当初、コーベン博士は、大学の研究者が特許で利益を得ることに強い抵抗感を持ち、「特許は独占」という思い込みがあった。そこで、スタンフォード大学技術移転機関のライマース氏は、特許制度の社会的意義を説明した。

「私たちの最終的な目的は特許を取ることでも、それを事業化することでもありません。大学で生まれた技術を社会に還元することなのです。それにはしっかりと権利確保や契約が必要です。企業は権利関係のはっきりしない技術にはリスクを感じて事業化をためらいます。また明確な契約を結べなくては、大学研究者側として主張したいことも主張できないでしょう。特許化はあくまでもそのための手段なのです[2]」

彼らは希望する全ての企業に非独占的にライセンス提供し、その対価を年間百万円程度と低く設定することで、多くの企業が利用できるようにした。結果として、総額400億円を超えるライセンス収入を得るとともに、米国のバイオ研究の基盤も誕生させた。

これと反対の例がある。1928年、アレクサンダー・フレミングはペニシリソウを発見したが、世界中で自由に利用できるようにと、特許を取らなかった。その結果、ペニシリソウの製造に必要な微生物の培養技術開発などに投資する者が現れず、発見から10年以上、第二次世界大戦頃まで製品化されなかった。特許化は、リスクある研究に対して便益を保障するための手段であり、研究成果を社会還元するための手法である。

6. 知識社会とは

21世紀を迎える、IT技術の開発やインターネットの普及と共に、知識社会が到来したといわれる。知識社会に関する議論は60年代から始まった。過去の議論を簡単にみてみよう[3]。

フリット・マッハルプは『知識産業(1962)』において、従来の第三次産業の概念に代わる知識産業概念を提唱した。

梅棹忠夫は『情報産業論(1963)』で情報価格の決定に関する「お布施の原理」、産業の発展段階を脳の発達段階に対応させた「外肺葉産業」の概念など展開した。

ダニエル・ベルは『脱工業社会の到来(1972)』において、農業社会、工業社会の次に来る「脱工業化社会」を定義し、製造業をベースとする工業社会から、金融、教育などの情報に基づいたサービス産業を中心となる社会に変わると主張した。

アルビン・トフラーは『第三の波(1980)』で、21世紀初めの先進国では、各家庭に情報機器が普及し、通勤に替わり通信が代替、大量生産・大量消費から、個別の需要への対応に変わるために、「プロシューマー(生産者と消費者が同一の者)」が復活すると予想した。

P.F. ドラッカーは『ポスト産業資本主義(1983)』で、従来の生産財である天然資源、労働、資本はなくならないが、「知識」が重要であると主張した。

堺屋太一は『知価革命(1985)』において、モノかサービスかにかかわりなく、デザインやブランド、技術などが価格の中で大きな比重を占めるようになると主張した。

7. 知識社会の到来

現在の私たちが見ている知識社会をみてみよう。20世紀の後半から、ヒト(労働力)、モノ(設備)、カネ(資本)よりも、「知識」が重要な生産財となっている。知識とは、経営ノウハウ、人材育成手法、技術、ブランド、コンテンツなどの多様な「情報」である。

米国の上場企業を対象にしたブレイルらの研究では、1978年末と1998年末を比較すると、有形資産(モノ)の比率は83%から31%へ減少し、無形資産(知識)は17%から69%と4倍に増えたという。生産財の重心が「モノ」から「知識」へ移動したのである。ドラッカーが「ポスト資本主義社会」で予言したとおりとなった。

知識のうち法律で保護されるものが「知的財産(知財)」である。技術やブランドやコンテンツなどの主要な情報は、特許法、商標法、著作権法などの法律で保護される。「情報」を他者から守ることは大変難しい。商品を発売した途端、製品の構造、ブランド・マーク、小説の内容などの「情報」が広く世間の知るところとなる。法律で規制しなければ、コピー品の作り放題となり、開発費の回収は不可能となる。

知識社会における生産財が「知識」に移るほど、「知財」の価値も相対的に高くなる。だから、職務発明訴訟が多発し、特許権侵害訴訟の賠償額が高額となっている。知的財産をやみくもに強化するのではなく、知的財産を戦略的に創造・保護・活用することが重要である。

現在、模倣品の個人所有を違法とするかどうかの議論が行われている。これは単に知財の権利を強化する動きではない。人が一生懸命に創造した知財を大切にする国、安心して新しい知財が生まれる国に変革するための制度設計の一環の議論とみる。

8. 知識社会の産業変化

消費が「モノ」から「サービス」の購買へ移行している。コーリン・クラークが提唱した産業分類で分けてみよう。1910年(明治43年)、第1次産業の占める国内総生産(GDP)構成比は63.0%、第2次産業17.7%、第3次産業19.3%だった。2003年には第1次産業1.2%、第2次産業26.6%、第3次産業72.2%と産業構造は激変している。世界を見ても、米国の第3次産業が79.4%(02年)と世界一であり、先進各国が追いかけている。

知識社会の基盤産業は、金融、電子商取引、医療、司法、教育、観光、デザイン、エンターテインメント産業などの第3次産業である。この分野の技術開発や産業育成による産業シフトが必要である。先進各国は第3次産業にシフトを加速するため、遺伝子、医療方法、ソフトウェア、ビジネスモデルなどの先端技術を特許とするかどうかの議論を行っている。これらを特許とするかどうかは、新社会における「生産財」と認めるかどうかの議論である。

最近、議論となっているのがソフトウェア特許である。05年6月、経済産業省はソフトウェア特許の乱用を防ぐための研究会を立ち上げた。特許制度ではなく特許権行使に焦点があるという。特許権の相互利用を促すルールや、特許を一般開放させる特許の裁判制

度の運用指針などを報告するという。

9. 職務発明訴訟

職務発明訴訟が続いている。判決の数から判断すると、年間数十件の訴訟が起こっているようである。訴訟が起こるのは、「発明者」という生産財の位置づけが急激に変わったためである。発明者はもはや「ヒト(労働力)」ではなく、「知識」という生産財に転化した。職務発明を単純な労働問題として対処するのは時代おくれである。企業は知識とのパートナーシップを考えるべきだ。弁護士事務所において有能弁護士と取り交わすパートナー契約が参考になるのではないか。

報酬が全てではないが、報酬への不満は意欲をそぐ。組織の方向性への関与、自己実現、尊敬、自由な創造環境、継続教育への理解が必要である。今後は組織がフラットとなるため、昇格を報償することは難しくなる。

04年に職務発明に関する特許法の規定が改正され、多くの企業が規則を改正し、企業内で説明会を開催した。しかし、訴訟を完全回避することはできない仕組みとなっている。

06年2月に公表された「職務発明制度に関するアンケート調査(特許庁)」によると、68%の企業等が「発明の対価の額」の上限を撤廃した。しかし、従業者の35%が「基準の明確化」を、20%が「対価の増額」を要望している。

発明者の意欲の源泉を満たすのが経営者の手腕である。契約のキーワードは「対等」である。これは大企業とベンチャー・中小企業との契約にも当てはまる。イノベーションを最大化する仕組みが必要である。アメリカ、ドイツなどの国は移民法まで改正して、優秀な発明者の争奪戦を行っている。

10. 世界の貿易ルール

知的財産は国際競争力を高めるために不可欠な存在となっている。自由貿易に参加したければ知的財産権を守らなければならないという世界貿易のルールがあるためである[4]。

「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(WTO設立協定)」の付属書1Cである「TRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)」は94年に署名されて誕生したルールであるが、世間ではほとんど知られていない。

このTRIPS協定は、国の状況に応じて履行開始時

知財人口は世界人口の8割！！

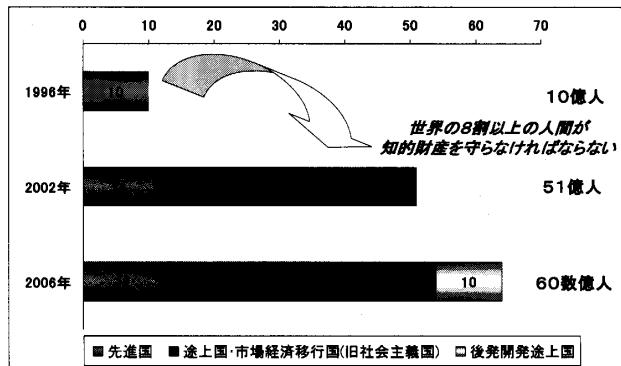


図2 知財人口

期が段階的に定められている。日本を含む先進国(人口に換算すると約10億人)は、1996年1月から知財を守らなければならなかった。つまり、この時代は知的財産制度を遵守していたのはわずか10億人だった。

開発途上国と市場経済移行国(約120カ国)は2000年から履行予定とされていた。当時はWTOに加盟していないかった中国、韓国、ロシアなどの国々は、自由貿易の継続のため、特許法の制定や行政庁の設置などの国内法制を急いで整備して加盟した。01年末に中国(人口換算13億人)が加盟し、加盟国の総人口は51億人となった。世界の総人口の8割が、知的財産を遵守しなければならないこととなった(図2)。もはや技術やブランドのただ乗りは許されない時代となった。知的財産が国際競争力に大きな影響を与えているのである。

11. 外国出願を増やそう

特許の出願件数で現状を確認する。02年(以下の値も同じ)の日本の国内出願は37万件、アメリカは20万件であった。ちなみに、フランス、イギリス、ドイツ、中国の国内出願は、順に8万件、3万件、2万件、4万件である(図3)。

日本の特徴は、世界一、国内出願が多いことである。GDPが世界第2位とはいえ、1億2千万人の国民から特許料を徴収しても限界がある。特許とされるものがわずか13万件であることを考慮すると、権利化されない出願の費用は外国出願に回すべきではないか。

外国出願をみると、日本の外国出願は286万件、アメリカは1,063万件である。フランス、イギリス、ドイツ、中国の外国出願が、順に299万件、153万件、115万件、30万件である。97年以降、各国の外国出願は順調に増加しているが、米国に比べるとかなり少

国内・外国への特許出願

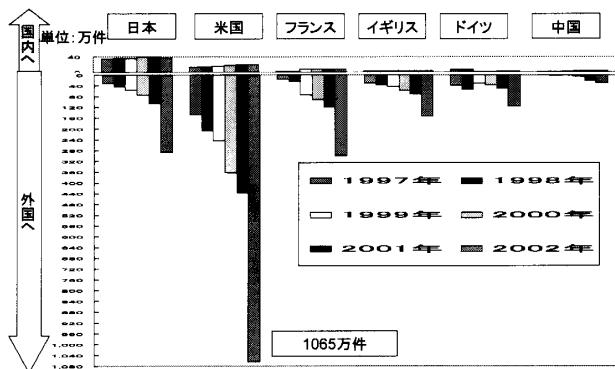


図3 国内・外国への特許出願

ない。

「クレヨンしんちゃん」の商標事件など、日本人が出願する前に中国人が権利化した事例が多発している。日本は外貨の獲得機会をかなり失っている。日本企業は国内出願の費用を外国出願に回して、多くの国で権利をとることが重要である。

12. 米国・最高裁判所の役割

米国では判決が技術開発や新規ビジネス誕生の推進役を果たしている。米国の歴史を振り返ると、世界で初めて生きている人工微生物に特許を認めた「チャクラバティー最高裁判決（1980年）」である。技術開発の転換点を明示するのが特許出願件数である。判決の年を境に遺伝子特許件数が上昇に転じている。最高裁判決が技術開発の指標となつたのである。

また、84年のソニー最高裁判決が重要である。これは21年前に日本企業が米国最高裁で初めて勝訴した歴史的な判決である。76年、家庭用ビデオ機器を販売するソニーに対し、人気テレビ番組を有するユニバーサルスタジオなどが著作権侵害で訴えた。84年、最高裁は「ビデオの主要な使用は『タイムシフト（番組を都合の良い時間に見ること）』でありフェアな合法使用」とソニーの主張を認めた。このルール下、ビデオ、コピー機などのハイテク企業は技術開発を積極的に押し進めることができた。99年のMP3プレイヤーに関する訴訟でもソニー判決が踏襲され、ソニー判決が米国のハイテク機器を躍進させたといわれる。

05年、グロクスター社によるP2Pファイル交換サービスに関する最高裁判決が全員一致で下された。グロクスター側に著作権侵害行為を助長している責任を認め、下級審に差し戻したのである。ファイル交換サービス自体は違法ではないこと、共有ソフトやハイ

テク機器の開発には違法コピーを助長する積極的なステップを有していないことが要件とされた。合法P2Pのチャンスである。判決のわずか数日後、アメリカやイギリスでは合法P2Pのベンチャー企業が数社起業された。ルールが分かれば、新規ビジネスが起こる。

13. 日本の知財改革

02年2月4日、小泉首相は施政方針演説で知的財産重視を表明した。明治以来、施政方針演説で知的財産が取り上げられたのは初めてである。日本は失われた10年を取り戻すため、98年「大学等技術移転促進法」、99年「産業再生法（日本版バイ・ドール法）」などの改正をしていたが、そこに「知財改革」というエンジンが加わった。

知財改革とは、知識社会へ日本を適合させる構造改革である。日本政府は、02年「知的財産戦略会議（現：知的財産戦略本部）」設置、「知的財産基本法」、03年「知的財産推進計画」、04年「コンテンツビジネス振興政策」、05年「知的財産高等裁判所」設置など、矢継ぎ早に改革している。2003年270項目、2004年400項目、2005年450項目と画期的な「知的財産推進計画」を遂行し、2006年6月には「知的財産推進計画2006」370項目が策定された。省庁の壁を乗り越えた構造改革が強く期待されている。

米国の知財改革は、最高裁の積極姿勢と、連邦巡回控訴裁判所（CAFC：知財高等裁判所）の創設で成功したといわれる。後者は82年に設置され、迅速な判断、技術判事の存在、新技術の積極的な保護などが多く評価されている。05年、日本にも知的財産高等裁判所が設置された。アジアで4番目であるが、日本にとって戦後最大級の裁判所改革である。侵害訴訟において進歩性の判断が厳しすぎるとか、訴訟の中で訂正の主張ができないなど、特許権者に過酷な面も指摘され始めている。侵害訴訟で訂正の主張を行えるようにし、無効審判を廃止し、異議申立制度を復活させるべきである。知財訴訟改革の継続が必要である[5]。

14. 世界の知財改革は大競争

米国の戦略が大きく変化し始めた。キーワードは「競争から協調」、「所有から利用」である[6]。04年12月15日、IBMのCEOで、米国競争力評議会議長を兼務するサミュエル・パルミサーノ氏が「アメリカを革新せよ」と題する米国的新産業競争力戦略を400人の聴衆を前に熱っぽく語った。「パルミサーノ・レ

ポート」と名づけられた報告書は、「米国が今後も産業競争力で世界をリードするためには技術革新の加速が最も重要であり、これに最適な社会システムを構築すべき」と結論した。あの有名な「ヤング・レポート」を引き継ぐものと言われている。

報告書は、北米 225 の大学でコンピュータ科学専攻の学生が 23% 激減し、GDP に占める研究開発費の比率は米国 2.7% であり、イスラエル 4.7%，韓国 2.9% に追い抜かれているなどの事実を検証し、教育、資金、基盤整備の 3 つのカテゴリーに分けて提言している。特に教育の再構築を重視し、理工系学生向け奨学金の創出、資金を出す個人や企業への税控除、政府資金で全米の大学院に計 5,000 人の特別研究員を配置、世界中から優秀な理工系学生を集めるための新移民制度を創設など、具体的な提言に溢れている。

中国でも、05 年 6 月 30 日に知的財産戦略制定チームの第 1 回会議を開き、責任者の呉儀副総理が「関連の法律や政策と連動させ、中国の特色を反映させる」と挨拶した。世界は知識社会への適合を目指して、知財改革にまい進している。

15. 先端企業の知財戦略の変化

米国の知財戦略をみてみよう。世界の知財戦略の手本といわれる IBM が知財戦略を大きく変更した[7]。IBM は 12 年連続して米国特許取得件数の首位であり、04 年の知的財産のライセンス額は 12 億ドル（約 1,290 億円），過去 15 年間にライセンス収入を 100 倍に伸ばしている。

パルミサーノ・レポートの発表 1 週間前、IBM はパソコン事業を中国・レノボ（聯想）グループへ約 1,288 億円で売却すると発表し、世界中に衝撃が走った。翌月の 05 年 1 月、IBM は 500 件の特許を無償提供すると発表した。特許で稼ぐことで有名な IBM が特許を無償開放するとは誰も予想できなかった。サン・マイクロシステムズなどの他企業も追随した。

新戦略のポイントは「競争から協調」である。無償で提供する共同開発部分を設けることにより、開発者の増加による開発スピードの加速化、世界中の天才の参加、標準化への影響など、計り知れないメリットを獲得する。全ての特許を無料とするのではない。無料の共同開発部分と、知的財産を主張する有料の付加価値部分を分ける戦略である。米国政府の動きともシンクロしている。

16. まとめ

知財重視は「流行」ではなく「必然」である。これから社会を向上させるには、知的財産の戦略的な活用が不可欠である。科学技術の発展や社会の変貌により、時代は大きく変わっている。今まで法律学者が主体で構築してきたが、これからは、科学技術、経済学、社会学、経営学、宗教など、多次元の視座で制度を構築する時代である。科学者、技術者の役割は重い。科学者、技術者、ビジネスマン、経営者からの発言が強く期待されている。

参考文献

- [1] 憲法第二十九条第 3 項 「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」
- [2] 渡辺俊也編、「理工系のための特許・技術移転入門」、岩波書店、2003.
- [3] 経済産業省、「通商白書 2004」、ぎょうせい、2004.
- [4] 荒井寿光、知的財産国家戦略フォーラム、「知財立国」、日刊工業新聞社、2002.
- [5] 生越由美、「特許無効審判の欠陥」、『日本の論点 2005』、文芸春秋社、2005.
- [6] 生越由美、「MOT と大学の知財戦略」、『パテント 2 月号』、日本弁理士会、2005
- [7] 生越由美、「先端ビジネスと日米の知財制度の動向」、『月刊テクノロジーマネジメント 7 月号』、フージョン アンド イノベーション、2005.